

答 申 情 第 1 1 0 号
令 和 2 年 3 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 令和元年7月16日付け都住政第69号
特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書の公文書一部公開決定事案
(諮問情第191号)
- 2 令和元年7月16日付け都住政第71号
特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書の公文書一部公開決定事案
(諮問情第192号)
- 3 令和元年7月16日付け都住政第73号
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書の公文書一部公開決定事案
(諮問情第193号)
- 4 令和元年8月 6日付け都住政第80号
地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書（内訳）の公文書一部公開決定事案
(諮問情第195号)

(別紙)

1 審査会の結論

処分庁が行った各公文書一部公開決定は、いずれも妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表1に示す4件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも、処分庁の都市計画局住宅室住宅政策課が所管する特定優良賃貸住宅（以下「特優賃」という。）等における家賃の減額に係る補助金に関する公文書公開請求に対する処分について行われたものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

なお、以下、諮問情第191号に係る請求を「本件請求1」、本件請求1に係る処分を「本件処分1」、本件処分1において特定した文書を「本件公文書1」といい、同様に諮問情第192号においては「本件請求2」「本件処分2」「本件公文書2」、諮問情第193号においては「本件請求3」「本件処分3」「本件公文書3」、諮問情第195号においては「本件請求4」「本件処分4」「本件公文書4」という。

また、「本件請求1」から「本件請求4」までをまとめて「本件請求」といい、「本件処分1」から「本件処分4」までをまとめて「本件処分」といい、「本件公文書1」から「本件公文書4」までをまとめて「本件公文書」という。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表1のとおりである。

なお、本件審査請求に係る各処分（本件処分1～本件処分4）は、いずれも京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に該当することを理由とする公文書一部公開決定処分である。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

公文書一部公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 特優賃及び高齢者向け優良賃貸住宅について

特優賃は、特優賃優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく住宅であり、中堅所得者層のファミリー向けに優良な賃貸住宅を供給することを目的として、平成5年7月に事業を開始したものである。

高齢者向け優良賃貸住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づく住宅であり、高齢者に配慮した良質な賃貸住宅を供給することを目的として、平成14年3月に事業を開始したものである。

管理期間はともに20年であり、両住宅の入居者に対して、所得に応じて家賃補助を実施している。

(2) 本件処分について

本件処分については別表2のとおりであり、いずれも違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書は個人情報に該当しないものである。

(2) 黒塗り情報は個人情報に該当しない項目である。そして、「別紙3-2」は、戸数の欄が空白なので計算のしようがない表であり、不備があることから、さらに個人情報には該当しないものである。

(3) 「別紙3-2」は、個々人の所得等の個人情報から抽出した計算結果が上がっているものであり、それを聞いてどのように計算するかという表なので、個人情報には該当しない。

(4) 「別紙3-2」には部屋番号が出ていないので、個人は特定されない。住宅政策課は昇順に並んでいると述べているが、降順に並んでいることも考えられる。また、空き部屋が出ることもあるので、部屋番号は特定されない。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 特優賃等について

特優賃とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等に基づき認定された住宅をいい、特優賃を建設する民間の土地所有者等（以下「認定事業者」という。）に対して、建設に要する費用及び家賃の減額に要する費用の一部を助成することにより、入居者

の家賃負担を軽減するとともに、中堅ファミリー向けの良好な賃貸住宅の供給を図る制度である。

なお、京都市においては、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）が一定期間、建設された住宅の維持管理を行っている。

本件の特優賃について京都市が行う家賃の減額に係る補助は、その一部を国が負担している。家賃と入居者負担額（所得の区分に応じて算出）の差額（月額）に当該特優賃の管理月数を乗じた額について、京都市が認定事業者に対し補助を行い、その額を基に国の負担額が算出されるものである。京都市は、公社から家賃の減額に係る補助の実績の報告を受け、これに基づき、毎年度国土交通大臣への申請を「公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書」により行い、国が負担すべき補助金の交付を受けている。

また、高齢者向け優良賃貸住宅は、高齢者（60歳以上）向けの住宅であり、特優賃と同様の家賃の減額に係る補助の仕組みを有している。

(2) 本件処分1について

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、平成19年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、「別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」である。

ここには、入居者の世帯（居室）ごとに「年度区分」「住宅の種類」「団地名」「家賃減額方式」「管理月数」「限度額家賃または変更限度額家賃」「戸数」「家賃」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」の各欄に、それぞれ該当する事項が記載されている。

イ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 処分庁は、本件公文書1の非公開部分について、「入居者の所得区分、入居者の所得に応じた入居者負担額（実際に入居者が支払う家賃に相当）、家賃補助額、入居期間が分かるものであって」、また「本件公文書1は団地ごとに部屋番号の昇順で記載しているものである」ことから、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくない情報であり、条例第7条第1号に該当すると主張している。一方、審査請求人は、これらが条例第7条第1号に該当しない旨を主張している。したがって、当審査会はこの点について検討する。

(イ) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることが定められたものである。

また、「個人が識別され得る」とは、当該情報のみでは個人が識別することができないが、他のリスト、台帳等により当該個人が分かるような場合などをいう。

(ウ) 当審査会が本件公文書1を見分したところ、非公開部分は、入居者の世帯ごとの「管理月数」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」及び「備考」の各欄に記載された情報である。

(エ) 処分庁によると、「入居者の所得区分」の欄には、実際に入居者が支払う負担額（「入居者負担基準額」及び「入居者負担額」の欄に記載）を算出するために、入居者世帯の所得を計算したうえで、当該所得の額に応じて、「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」又は「Ⅳ」を記載するとのことであった。また、「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」の欄には、各住戸に設定されている家賃から入居者負担額を差し引いた額などを記載するものであり、「管理月数」は入居期間を記載するとのことであった。

この点について当審査会が見分したところ、本件公文書1の当該各欄の記載内容は処分庁の説明のとおりであることが確認できた。

(オ) 「入居者の所得区分」欄の記載は、入居者の世帯としての所得階層を示すものであり、審査請求人が指摘するように入居世帯を構成する個々人の所得そのものが分かるものではない。しかしながら、ここに記載される4つの階層は、それぞれの階層の対象となる所得額の範囲が公表されていることから、当該世帯の所得階層が明らかになる。世帯の所得階層が知れることは、所得階層ごとの入居者負担額も公にされていることから、「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」及び「家賃対策実施額」の各欄の記載が明らかになった場合も同様である。世帯の所得階層から見て取れる世帯の所得水準は、通常他人に知られたいくない情報であると認められる。

(カ) 「管理月数」欄の記載は、入居期間を表しているものであり、個人が特定の場所に居住している期間を示すものであるから、通常他人に知られたいくない情報であると認められる。

(キ) 「備考」欄を見分したところ、そこには所得階層が移行した際の移行前の所得階層や入居者負担額、入退居があった場合の入居期間が記載されており、上記(オ)(カ)と同様に、これらは入居者個人の通常他人に知られたいくない情報であると認められる。また、入居又は退居の時期が明らかになれば、特定の個人が識別されることにもつながるものである。

(ク) なお、審査請求人は、本件公文書1には部屋番号が示されていないため入居者を特定することはできず、また昇順で記載されているとしても、空き部屋などが発生することにより、必ずしも記載されている情報と部屋番号とを結びつけることができない旨を主張するが、部屋番号の記載がある本件公文書4（公社から京都市へ提出されている家賃減額補助金実績報告書（内訳）。空き部屋も含めて全ての部屋番号ごとに、入居者負担額や家賃補助額の実績を示したもので、公開請求により公開されている。）と照らし合わせれば、本件公文書1に部屋番号の記載がなくとも、容易に部屋番号が

特定されるのであり、審査請求人の主張は認められない。

- (ク) 以上から、当審査会は、本件公文書1における非公開部分は、いずれも条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(3) 本件処分2について

ア 本件公文書2について

本件公文書2は、平成24年度から平成29年度までの、各年度の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、それぞれの「別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」である。

イ 条例第7条第1号該当性について

当審査会が本件公文書2を見分したところ、本件公文書1と年度が異なるものの、様式は同一のものであり、また、当該非公開部分は、処分庁が本件公文書1と同様の部分を同様の理由で非公開情報であると判断したものであることが認められる。

よって、当審査会は、上記(2)イにおける判断と同様に、本件公文書2における非公開部分は、いずれも条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(4) 本件処分3について

ア 本件公文書3について

(ア) 本件公文書3は「平成30年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書」であり、「別記様式第1-1平成30年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書」「別記様式第1-2公的賃貸住宅家賃対策調整補助金計算総括表・実績報告総括書」「別紙3-1 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算総括表・実績報告総括書」「別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」「別添3-1 限度額家賃(変更限度額家賃)・当初入居者負担基準額算出表」「別紙4-1 高齢者向け優良賃貸住宅等の補助基本額計算総括表・実績報告総括書」「別紙4-2 高齢者向け優良賃貸住宅等補助基本額計算書・実績報告書」で構成されている。

(イ) 本件公文書3のうち、処分庁が非公開とした情報が記載されているのは、「別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」及び「別紙4-2 高齢者向け優良賃貸住宅等補助基本額計算書・実績報告書」のみである。

イ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 当審査会が本件公文書3のうち「別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」を見分したところ、本件公文書1と年度が異なるものの、様式は同一のものであり、また当該非公開部分は、処分庁が本件公文書1と同様の部分を同様の理由で非公開情報であると判断したものであることが認められる。

(イ) 本件公文書3のうち、「別紙4-2 高齢者向け優良賃貸住宅等補助基本額計算書・

実績報告書」を見分したところ、当該文書の様式は本件公文書1とほぼ同様であり、当該非公開部分は、処分庁が本件公文書1の非公開部分に相当する箇所（本件公文書1と同一名称で趣旨を同じくする欄の記載）を本件公文書1と同様の理由で非公開情報であると判断したものであることが認められる。

(ウ) よって、当審査会は、上記(2)イにおける判断と同様に、本件公文書3における非公開部分は、いずれも条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(5) 本件処分4について

ア 本件公文書4について

(ア) 本件公文書4は、特優賃を維持管理している公社から京都市に提出された「地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書(平成26年度上期分,平成26年度下期分,平成27年度上期分,平成27年度下期分)」であり、平成26年度及び平成27年度における特優賃の家賃の減額に係る補助の実績を表したものである。

(イ) 当該実績報告書は団地ごとに作成されており、部屋番号(住戸)ごとに所得の「区分」及び各月の「家賃」「入居者負担基準額」「家賃補助額」が記載されている。

イ 条例第7条第1号該当性について

(ア) 当審査会が本件公文書4を見分したところ、非公開部分は、入居者の世帯(居室)ごとに所得の「区分」「入居者負担基準額」「家賃補助額」の各欄に記載された情報である。

(イ) 所得の「区分」欄の記載は、本件公文書1の「入居者の所得区分」欄の記載より更に細かく分けされており、「イ未満」「イ1」「イ2」「イ3」「ロ」「ハ」又は「ハ超」が記載されている。

また、「入居者負担基準額」欄には、実際に入居者が支払う負担額が記載されており、「家賃補助額」欄には公開されている「家賃」の額から「入居者負担基準額」を差し引いたものが記載されている。

したがって、本件公文書4における非公開部分は、いずれも本件公文書1の非公開部分である「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」又は「地方公共団体が補助する額」の記載と性質を同じにするものであると認められる。

(ウ) よって、当審査会は、上記(2)イにおける判断と同様に、本件公文書4における非公開部分は、いずれも条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(6) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1 審査請求の経過

諮問番号	請求日等	
情第 191 号	請求日	平成31年2月27日
	請求内容	平成19年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書（国土交通大臣宛京都市長から）（別紙3-2 特定優良賃貸住宅等補助基本額計算書・実績報告書のみ）
	特定した公文書	平成19年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書
	処分通知日	平成31年3月12日
	処分理由	個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第7条第1号に該当）
	審査請求日	令和元年6月13日
情第 192 号	請求日	平成31年2月28日
	請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書（国土交通大臣宛京都市長から）（別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書のみ） ・平成25年度 ” ・平成26年度 ” ・平成27年度 ” ・平成28年度 ” ・平成29年度 ”
特定した公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書 ・平成25年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書 ・平成26年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書 ・平成27年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書 ・平成28年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・ 	

		実績報告書 ・平成29年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書
	処分通知日	平成31年3月12日
	処分理由	個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第7条第1号に該当）
	審査請求日	令和元年6月13日
情第193号	請求日	平成31年3月14日
	請求内容	国土交通大臣あて京都市長からの平成30年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書
	特定した公文書	平成30年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書
	処分通知日	平成31年3月29日
	処分理由	個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第7条第1号に該当）
	審査請求日	令和元年6月13日
情第195号	請求日	平成31年4月2日
	請求内容	平成27年度・平成26年度 特定優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書（内訳）
	特定した公文書	地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書（内訳）（平成26年度上期分） 地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書（内訳）（平成26年度下期分） 地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書（内訳）（平成27年度上期分） 地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書（内訳）（平成27年度下期分）
	処分通知日	平成31年4月17日
	処分理由	個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第7条第1号に該当）
	審査請求日	令和元年7月9日

別表2 本件処分について（処分庁の主張）

	本件公文書について	条例第7条第1号に該当することについて
本件処分1	<p>公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書は、京都市長から国土交通大臣へ対し、当該年度に特定優良賃貸住宅の入居者に対して実施した補助の実績を報告するとともに、国庫補助分の交付を申請するためのものである。</p> <p>本件公文書1は、平成19年度の公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、「別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」であり、これには、入居者の世帯ごとに「年度区分」「住宅の種類」「団地名」「家賃減額方式」「管理月数」「限度額家賃または変更限度額家賃」「戸数」「家賃」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」を記載している。</p>	<p>本件公文書1において非公開としている部分は、「管理月数」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」に記載された内容であり、入居者の所得区分、入居者の所得に応じた入居者負担額（実際に入居者が支払う家賃に相当）、家賃補助額、入居期間が分かるものであって、入居者個人の通常他人に知られたくない情報であることは明らかである。</p> <p>また、本件公文書1は団地ごとに部屋番号の昇順で記載しているものである。よって、当該非公開部分は入居者個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、本件処分1を行ったものである。</p>
本件処分2	<p>公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書は、京都市長から国土交通大臣へ対し、当該年度に特定優良賃貸住宅の入居者に対して実施した補助の実績を報告するとともに、国庫補助分の交付を申請するためのものである。</p> <p>本件公文書2は、平成24年度から平成29年度までの公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書のうち、「別紙3-2 特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」であり、これらにはそれぞれ、入居者の世帯ごとに「年度区分」「住宅の種類」「団地名」「家賃減額方式」「管理月数」「限度額家賃または変更限度額家賃」「戸数」「家賃」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」を記載している。</p>	<p>本件公文書2において非公開としている部分は、「管理月数」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」に記載された内容であり、入居者の所得区分、入居者の所得に応じた入居者負担額（実際に入居者が支払う家賃に相当）、家賃補助額、入居期間が分かるものであって、入居者個人の通常他人に知られたくない情報であることは明らかである。</p> <p>また、本件公文書2は団地ごとに部屋番号の昇順で記載しているものである。よって、当該非公開部分は入居者個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、本件処分2を行ったものである。</p>

	<p>賃」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」を記載している。</p>	<p>関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、本件処分2を行ったものである。</p>
<p>本件処分3</p>	<p>公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書は、京都市長から国土交通大臣へ対し、当該年度に特定優良賃貸住宅の入居者に対して実施した補助の実績を報告するとともに、国庫補助分の交付を申請するためのものである。</p> <p>本件公文書3は、「平成30年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書」であり、「別記様式第1-1平成30年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書」「別記様式第1-2公的賃貸住宅家賃対策調整補助金計算総括表・実績報告総括書」「別紙3-1特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算総括表・実績報告総括書」「別紙3-2特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」「別添3-1限度額家賃(変更限度額家賃)・当初入居者負担基準額算出表」「別紙4-1高齢者向け優良賃貸住宅等の補助基本額計算総括表・実績報告総括書」「別紙4-2高齢者向け優良賃貸住宅等補助基本額計算書・実績報告書」で構成されている。</p> <p>これらのうち、「別紙3-2特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」及び「別紙4-2高齢者向け優良賃貸住宅等補助基本額計算書・実績報告書」には、入居者の世帯ごとに「年度区分」「住宅の種類」「団地名」「家賃減額方式」「管理月数」「限度額家賃または変更限度額家賃」「戸数」「家賃」「入</p>	<p>本件公文書3において非公開としている部分は、「別紙3-2特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」及び「別紙4-2高齢者向け優良賃貸住宅等補助基本額計算書・実績報告書」のそれぞれに記載されている「管理月数」「入居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」の内容であり、入居者の所得区分、入居者の所得に応じた入居者負担額(実際に入居者が支払う家賃に相当)、家賃補助額、入居期間が分かるものであって、入居者個人の通常他人に知られたくない情報であることは明らかである。</p> <p>また、本件公文書3は団地ごとに部屋番号の昇順で記載しているものである。よって、当該非公開部分は入居者個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、本件処分3を行ったものである。</p>

	<p>居者の所得区分」「入居者負担基準額」「入居者負担額」「家賃対策補助基準額」「地方公共団体が補助する額」「補助基本額」「家賃対策実施額」「備考」を記載している。</p> <p>なお、本件公文書3のうち、「別記様式第1-1平成30年度公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付申請書」「別記様式第1-2公的賃貸住宅家賃対策調整補助金計算総括表・実績報告総括書」「別紙3-2特定優良賃貸住宅等の補助基本額計算書・実績報告書」「別添3-1限度額家賃(変更限度額家賃)・当初入居者負担基準額算出表」「別紙4-1高齢者向け優良賃貸住宅等の補助基本額計算総括表・実績報告総括書」については非公開とした部分はなく、全て公開している。</p>	
<p>本件処分4</p>	<p>本件公文書4である地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書(内訳)は、特定優良賃貸住宅の所有者(オーナー)から管理を受託している京都市住宅供給公社が、特定優良賃貸住宅の入居者に対する家賃補助の実績を、京都市長へ対し、半期ごとに報告するものであり、入居世帯ごとに「住宅番号」「区分(所得区分)」「家賃」「入居者負担基準額」「家賃補助額」が記載されたものである。</p>	<p>本件公文書4において非公開としている部分は、「区分(所得区分)」「入居者負担基準額」「家賃補助額」に記載された内容であり、公開している「住宅番号」から、入居者個人の所得区分、入所者負担基準額(実際に入居者が支払った家賃の額に相当)及び家賃補助額が明確に分かるものである。</p> <p>よって、当該非公開部分は、入居者個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくない情報であると認められるため、本件処分4を行ったものである。</p> <p>なお、月ごとの合計額については、個人が識別されるものではなく個人に関する情報には該当しないとして公開とした。</p>

(参考)

1 審議の経過

- 令和元年 7月16日 諮問（諮問情第191号, 192号, 193号）
8月 6日 諮問（諮問情第195号）
8月26日 諮問庁からの弁明書の提出
12月11日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和元年度第6回会議）
令和2年 1月10日 審査請求人からの反論書の提出
1月22日 審査請求人の口頭意見陳述（令和元年度第7回会議）
3月 3日 審議（令和元年度第8回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）